

## 入札のお知らせ

次のとおり公募型指名競争入札を実施するので、入札参加希望者を公募します。

令和8年6月1日

秋田市長 沼谷 純

### 第1 入札に関する事項

1 件名	秋田公立美術大学附属高等学院教育用パソコン等納入設置および賃貸借
2 仕様書	別紙のとおり
3 履行場所	秋田公立美術大学附属高等学院(秋田市新屋大川町12番3号)
4 履行期間	契約締結日の翌日から令和13年7月31日まで
5 入札参加要件	(1) 秋田市内に本社、支店又は営業所等を有していること。 (2) 本件に係る物品の納入・設置ができ、また、賃貸借契約を行うことのできる業者であること。(本件に関して、賃貸借契約が可能な業者とリース料率等について覚書等を締結している場合も可とする。) (3) 市税に滞納がある者ではないこと。 (4) 秋田市暴力団排除条例(平成24年条例第10号)第2条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関を有する者ではないこと。 (5) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。 (6) 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中の者でないこと。
6 入札参加申込	
受付期間	令和8年6月1日(月)から令和8年6月8日(月)まで (土曜日、日曜日および祝日を除く午前9時から午後4時まで)
受付場所	秋田市新屋大川町12番3号 秋田公立美術大学附属高等学院 事務室
7 指名(非指名)通知	令和8年6月12日(金)までに電子メールまたはFAXで通知する。
8 入札	
日時	令和8年6月19日(金)午前10時
場所	秋田市新屋大川町12番3号 秋田公立美術大学附属高等学院 進路学習室
入札保証金	入札金額の5/100以上(1円未満切上) ただし、秋田市財務規則第109条第1項第1号および第2号の規定(※)のいずれかに該当する場合は入札保証金が免除

	<p>されます。納付方法および免除手続きなどについては、別添「入札保証金の取扱いに係る説明書」を参照してください。</p> <p>※第1号：入札参加者が保険会社との間に市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。</p> <p>第2号：入札参加者が過去2年間に市、国（特殊法人等を含む。）又は他の地方公共団体と種類および規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行した実績を有する者であり、かつ、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。</p>
最低制限価格	設定なし
9 契 約 日	令和8年6月25日（木）まで（予定）

## 第2 注意事項

### 1 入札参加申込みについて

(1) 入札参加希望者は、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けること。

ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式1）

イ 誓約書（様式2）

ウ 納税証明書（「市税に未納がない証明書（秋田市発行）」）

※納期到来分の市税に未納がないことが分かる証明書（申請日前3か月以内に発行されたもの（写し可））

（秋田市に課税されていない場合はエの書類を市民税課に提示する必要があります。）

エ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書）

※入札参加申込日前3か月以内に発行されたもの（写し可）

オ リース会社との関係を示す契約書（覚書等）の写し

入札参加業者が賃貸借できない場合に提出してください。あらかじめリース契約の可能な業者と契約（覚書等）を締結し、リース料率の部分を伏せた写しを提出してください。

カ 入札保証金免除申請書（入保様式1）

入札保証金の免除規定に該当し、免除を希望する場合のみ提出すること。

(2) 申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受付しない。

(3) 申込書等の様式は、秋田公立美術大学附属高等学院ホームページから入手すること。

### 2 指名について

(1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者へ指名通知する。

(2) 提出された申込書等の審査の結果により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を連絡する。

(3) 指名通知および選定結果通知は、電子メール又はFAXで行う。

### 3 入札について

- (1) 秋田市財務規則および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
- (2) 本件は長期継続契約であり、契約の翌年度以降において予算の当該金額に減額又は削除があった場合に当該契約が解除になることを了承の上、参加すること。  
なお、長期継続契約とは、各年度における予算の範囲内で役務の提供を受けることを条件に、複数年度にわたり締結することができる契約である。
- (3) 入札書の入札金額に履行期間の総額を記入すること。
- (4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (5) 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札を1回に限り行う。
- (6) 落札者となるべき同価の入札が複数あったときは、くじにより落札者を決定する。なお、くじ引きは辞退できないものとする。
- (7) 代表者が入札行為の権限を代理人へ委任する場合は、入札時に委任状を提出すること。なお、入札書には代理人の印を押印すること。
- (8) 契約内容に別記「個人情報取扱特記事項」があることを了承の上、参加すること。

### 第3 その他

- 1 申込書等の作成に係る費用は、申込者の負担とする。
- 2 提出された申込書等は、返却しない。
- 3 問合せ先

秋田公立美術大学附属高等学院 事務室

電 話 018-828-4127

F A X 018-828-0811

メール ro-edas@city.akita.lg.jp

## 仕様書

- 1 件名  
秋田公立美術大学附属高等学院教育用パソコン等納入設置および賃貸借
- 2 機器仕様および数量  
別紙1「仕様構成表」および別紙2「機器仕様書」のとおり
- 3 納品・調整月日  
令和8年7月31日（金）を納入期限とする。  
納品および調整の日程に関しては秋田公立美術大学附属高等学院（以下、本校）担当者との調整の上、決定する。
- 4 賃貸借期間  
令和8年8月1日～令和13年7月31日（60月リース）
- 5 設置場所  
秋田公立美術大学附属高等学院（秋田県秋田市新屋大川町12番3号）
- 6 納入条件
  - (1) 納入条件  
納入は以下の手順により行うこと。納入にあたっては、機器等の搬入・据付け・結線・事前設定・調整等に関して、本校担当者と事前打合せのもとに行うとともに、指示に従うこと。
  - (2) 事前設定・調整  
上記の事前設定には、端末機器への周辺装置の装着等、事前組立等の作業を含むほか、IPアドレスの設定等下記の作業項目も含むものとする。なお、各作業項目において設定すべき内容および初期値は別途本校担当者の指示に従うこと。  
OS、各プロダクト、通信環境のセットアップについては、本校担当者と協議してインストール作業を行うものとする。  
また、既設システムの統合・移行および設定内容に関するヒアリング・打合せ等に要する費用を含むものとするほか、本校担当者の指示により、既設機器の撤去・廃棄等作業を含むものとする。
- 7 導入機材設定内容
  - (1) 教育用ノートパソコン：WindowsOS パソコン
    - ア OS Microsoft Windows11 Professional 64bit のセットアップ
    - ・ OS のインストール及び最新アップデートの適用

- ・ ドメインの設定
- ・ ActiveDesktop の非使用等の使用環境設定
- ・ セキュリティのセッティング（権利、イベントビューアー等の設定）

#### イ 通信環境のセットアップ

- ・ TCP/IP のインストール（無線 LAN・有線 LAN）
- ・ IP アドレス、サブネットマスク、ゲートウェイ等の設定
- ・ 既存ネットワークの接続確認
- ・ ドメインへのログオン、共有ドライブの接続確認
- ・ WSUS 接続設定、PROXY 設定

#### ウ 各種ソフトウェアのセットアップ（無償最新バージョンモジュールの設定含む）

- ・ Microsoft Office Pro Plus
- ・ Adobe CreativeCloud
- ・ 納入プリンタドライバ
- ・ ウイルス対策ソフト（既存ライセンス）

#### (2) プリンタ機器

- ・ 担当者の指示に従いネットワーク設定及びドライバ設定を行うこと。
- ・ 接続パソコンからのテスト印刷をすること。

#### (3) ファイアウォールUTM

- ・ 既存ファイアウォールのセキュリティ設定を引き継ぐこと。
- ・ セキュリティポリシーの策定については本校担当者との打ち合わせの上、設定を行うこと。
- ・ 設定資料を作成し成果品として納入すること。

#### (4) 必要部材

- ・ 各機器接続に必要なLANケーブルおよびOAタップ等は必要数量を調達すること（本調達範囲に含む）。

### 8 納入検査

#### (1) 検査実施期間

納入検査は機器納入完了後、納期までの間に納入検査を行う。

#### (2) 検査の合否について

納入検査において、合格と認められないときは、納入業者は本校担当者の指定する期日までに機器の取替え、又は補正を行うこと。

### 9 保証

#### (1) 故障対応

賃貸借期間中、故障が発生したときは、納入業者は直ちに機器設置場所へ赴き、迅速に修理・調整を行うとともに、故障の状況に応じて部品交換や代替機器との取り替えを行い、原則として故障発生の日中に正常な状態に復旧すること。

その際に発生する部品代・作業代は納入業者の負担とする。

(2) 交換部品および代替機器の常備

納入業者は、機器の無料保証期間中、迅速に故障へ対処するために、機器の交換部品等を常備し、故障した当日に対応すること。

また、修理に数日かかる場合は、代替機で対応すること。

(3) システムの要件に対する対応

納入業者は、賃貸借期間中、納入されるすべてのシステム・機器について、担当者からの問合せおよび相談に随時対応するものとし、軽微な設定変更等にも対応すること。

(4) 研修対応

納入業者は、本調達各システムの操作方法についても、学校担当者の要望により随時研修を行うものとする。

(5) 計画停電対応

納入業者は、本校担当者からの計画的な電源設備保守点検等の連絡を受けた場合、電源制御の必要な機器の電源制御作業を行うものとする。

10 その他

(1) 納入に係る費用の負担

本仕様書に記載が無くても、機器の納入に必要な費用（消耗品・資材・作業費用等）については、納入業者の負担により提供すること。

(2) 検査に必要な要件

納入業者は日本国内に検査設備および要員等を確保でき、本校が指定した検査員（以下「検査員」という。）の指示に従い、検査員の指定する場所での検査立ち会い、必要な資料の提出および説明、その他本校が必要とする検査に応じられることを証明した書面を提出できる者であること。

(3) アフターサービス・メンテナンスに関する要件

本件機器に関し、秋田市内に迅速なアフターサービス又はメンテナンスのための営業所を有し、その体制が整備されていること。

(4) 賃貸借期間終了時の要件

賃貸借期間終了時には、本件納入業者の負担において全ての機器の撤去・引取を行うこと。

(5) 機器操作等に関する指導・相談

ハードウェア、ソフトウェアの操作等について不明な点や疑問点の相談に対して適切な指導を行うこと。

(6) 動産総合保険

賃貸する物件には、新価特約付き動産総合保険を付するものとする。

(7) 賃借料支払条件

月毎に前月分の賃借料を支払うものとする。

## 仕様構成表

件名：秋田公立美術大学附属高等学院教育用パソコン等貸借

品名	要求仕様・銘柄・型番等	数量
教育用ノートパソコン		
ノートパソコン	別紙2 機器仕様書 ノートパソコン 参照	32
モノクロページプリンタ		
A3対応モノクロページプリンタ	別紙2 機器仕様書 A3対応モノクロページプリンタ 参照	1
ファイアウォールUTM		
ファイアウォールUTM	別紙2 機器仕様書 ファイアウォールUTM 参照	1
大型提示装置		
50型液晶テレビ	別紙2 機器仕様書 50型液晶テレビ 参照	2

## 機器仕様書

件名：秋田公立美術大学附属高等学院教育用パソコン等賃貸借

## ノートパソコン

項目	要求性能
筐体	ノート型パーソナルコンピュータ
OS	Microsoft Windows11 Professional 64bit版
CPU	AMD Ryzen5 7535U プロセッサ以上の性能を有すること
RAM	16GB以上搭載のこと
ストレージ	約256GB以上、SSD PCIe、NVMe、M.2対応のこと
光学ドライブ	DVDスーパーマルチドライブ内蔵のこと
ディスプレイ	15.6型ワイドカラー液晶方式 フルHD 1,920×1,080ドット LEDバックライト方式
オーディオ	ステレオスピーカー内蔵のこと
LANインタフェース	10/100/1000BASE-TギガビットEthernet (RJ-45コネクタ)、内蔵のこと
無線LAN	Wi-Fi 6E (IEEE802.11ax) (2.4Gbps)+IEEE802.11ac/a/b/g/n対応のこと
Bluetooth	Bluetooth Ver5.3以上のこと
USBインタフェース	USB Type-C : USB3.2 Gen2×1ポート以上 USB Type-A : USB3.2 Gen1×2ポート以上
ディスプレイインタフェース	HDMI出力端子×1
その他インタフェース	マイク/ヘッドホン端子×1
キーボード	10キー付き日本語キーボードであること
マウス	USB BlueLED光学式マウスを付属すること
Webカメラ	HD解像度(720P)対応カメラ/有効画素数92万画素以上、マイク内蔵のこと
駆動時間	約8.2時間(動画再生時)、約15.4時間(アイドル時)以上
ソフトウェア	下記ソフトウェアをインストールすること ・Microsoft Office Pro Plus(既存ライセンスあり) ・Adobe CC enterprise Lv3 共有Device License(既存ライセンスあり) ・ESET PROTECT Essential Plus(既存ライセンスあり)
その他	・情報処理室に配置 ・ネットワークは既存構内ネットワーク(学習系)に無線接続とする ・データ保存場所(学習系サーバ上)の共有フォルダ、個人フォルダのドライブ割り当て

## A3対応モノクロページプリンタ

項目	要求性能
形式	A3対応デスクトップ型
プリント方式	デジタルLED乾式電子写真方式
最大解像度	1,200×1,200dpi
印刷スピード	モノクロ45枚/分(A4ヨコ)
自動両面印刷	標準対応のこと
ウォームアップタイム	パワーオン時：19秒以下
ファーストプリント時間	5.8秒以下
インターフェイス	1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T、Hi-Speed USB
RAM	1GB以上搭載のこと
対应用紙サイズ	A3～A6、不定形紙、はがき、封筒
対应用紙坪量	60～220 g/m <sup>2</sup>
給紙方法/給紙容量	MPトレイ：110枚以上 用紙カセット：580枚以上 ×2段
その他	・情報処理室に配置 ・賃貸借期間の定期交換部品付き無償保証を行うこと ・10,000ページ以上印刷可能なトナーカートリッジを2個付属すること ・ネットワークは既存構内ネットワーク(学習系)に接続とする

ファイアウォールUTM

項目	要求性能
形式	ラックマウント型
ファイアウォールスループット	5.8Gbps以上
VPNスループット	2.4Gbps以上
HTTPS	696Mbps以上
アンチウイルス	1.47Gbps以上
IPSスループット	1.3Gbps以上
UTMスループット	1.18Gbps以上
WAN/LANインタフェース	合計8ポート以上
同時接続数	3,500,000以上
VLAN数	100以上
WSMライセンス数	4以上
機能	下記機能を有し、賃貸借期間中のライセンスを付与すること
	・不正侵入検知・防御 (IPS)
	・アプリケーションコントロール
	・Webフィルタリング
	・スパム対策
	・ゲートウェイアンチウイルス対策
	・レピュテーションセキュリティ
・ネットワークディスカバリ	

50型液晶テレビ

項目	要求性能
液晶パネル	50V型
最大解像度	3840×2160ドット以上
バックライト	直下式LEDバックライト
入力端子	HDMI×3ポート以上
スピーカー出力	ステレオスピーカー内蔵 (10W+10W以上)
LAN端子	内蔵のこと
無線LAN	内蔵のこと
Bluetooth	内蔵のこと
電源	AC100V 50/60Hz
機能	GoogleTV機能を有すること
	BSデジタル/地上デジタルチューナーを各2チャンネル以上搭載のこと
	クロームキャスト機能を有すること
スタンド	ロック機能付き大型キャスターおよび取手を有し、教室間の移動が可能であること
	パソコン等機器を設置可能な棚を有すること
	ブラケット中心に最小1250mm～最大1650mmまで、無段階で調整可能であること
その他	2m以上のHDMI to HDMI、USB C to HDMIケーブルを付属のこと
	50型液晶テレビをスタンドに取付し、学校指定の場所へ設置すること

# 設 計 書

契約番号				
番 号	第 5 号			
年 度	令和 8 年度	作成年月日		
件 名	秋田公立美術大学附属高等学院 教育用パソコン等納入設置および賃貸借			概 要 教育用パーソナルコンピュータ等機器の賃貸借期間が満了するため、更新するもの
履 行 場 所	秋田公立美術大学附属高等学院			賃貸借物件 別紙参照
設 計 金 額	円也			8 年度 8 か月 円
財源(補助)区分	国 補 ・ 県 補 ・ 市 単			9 年度 12 か月 円
契 約 期 間	令和 8 年 8 月 1 日 から 令和 1 3 年 7 月 3 1 日 まで			10 年度 12 か月 円
				11 年度 12 か月 円
				12 年度 12 か月 円
				13 年度 4 か月 円
				合計 60 か月 円

名 称	形 状 寸 法	員数	単位	単 価(円)	金 額 (円)	摘 要
秋田公立美術大学附属高等学院 教育用パソコン等納入設置および賃貸借		1	式			
内 訳 明 細 書						
(1) 端末機器本体等						
ノートパソコン		32	台			
有線BlueLEDマウス		32	台			
設置調整費		32	台			
(2) モノクロページプリンタ						
A3対応モノクロページプリンタ		1	台			
トナーカートリッジ		2	個			
搬入設置費		1	台			
(3) ファイアウォールUTM						
ファイアウォールUTM		1	式			本体ライセンス3年
セキュリティコンテンツ更新		2	年			ライセンス更新2年分
搬入設置費		1	式			
(4) 50型液晶テレビ						
50型液晶テレビ		2	台			
50型対応ディスプレイスタンド		2	台			
HDMIケーブル 2m		2	本			
USB C to HDMIケーブル2m		2	本			
設置調整費		2	台			テレビスタンド取付
計 (税別)	(a)					(1)+(2)+(3)+(4)
賃貸借料(税別/総額) (b)		60	月			賃貸借料月単価=(a)×リース料率 (100円未満切上げ)
消費税及び地方消費税 (c)						(b)×10%
賃貸借料 合計(税込)						(b) + (c)

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するに当たり、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(責任体制の整備)

第3 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(派遣労働者等)

第4 乙は、この契約による業務を派遣労働者等に行わせる場合には、この契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して派遣労働者等による個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

(従事者への教育等)

第5 乙は、この業務に従事している者に対し、在職中および退職後においても、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は契約の目的以外の目的に利用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を教育し、および周知しなければならない。

(適正な管理)

第6 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(収集の制限)

第7 乙は、この契約による業務を実施するために個人情報を収集するときは、当該業務を実施するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

(利用および提供の制限)

第8 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第9 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務を実施するに当たって、甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の制限)

第10 乙は、甲の承認があるときを除き、この契約による個人情報を取り扱う業務

を再委託（個人情報を取り扱う業務を第三者に委託し、又は請け負わせる場合をいい、二以上の段階にわたるものを含む。以下同じ。）してはならない。

（再委託する場合の書面の提出）

第11 乙は、個人情報の取扱いを再委託しようとする場合は、あらかじめ当該再委託の内容等を記載した書面を甲に提出して甲の承認を得なければならない。

2 乙は、再委託した場合、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、甲に対して再委託の相手方による個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

（再委託する場合の監督等）

第12 乙は、再委託した場合、再委託の相手方に対する監督および個人情報の安全管理の方法について具体的に規定し、その履行を管理監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。

（資料等の返還）

第13 乙は、この契約による業務を実施するために甲から貸与され、又は乙が収集し、もしくは作成した個人情報が記録された資料等を、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

（事故発生時における報告）

第14 乙は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずる恐れがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（個人情報の取扱状況の報告）

第15 甲は、乙がこの契約において遵守すべき個人情報の取扱いについて、乙にその状況の報告を求めることができる。

（実地調査）

第16 甲は、乙がこの契約による業務を実施するために取り扱っている個人情報の状況について、随時、実地に調査することができる。

（指示）

第17 甲は、乙がこの契約による業務を実施するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不適切と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

（契約解除）

第18 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めるときは、契約の解除をすることができる。

（損害賠償）

第19 乙がこの個人情報取扱特記事項に違反したことにより甲が損害を被ったときは、甲は損害賠償の請求をすることができる。

（注）「甲」は委託者である秋田市を、「乙」は受託者をいう。